

最高裁経主第778号

(会いー03)

平成29年6月29日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所 長 殿

家庭裁判所 長 殿

最高裁判所事務総局経理局長 殿

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

経理計画について（通達）

標記の計画について、裁判所会計事務規程の定めに基づき、下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

1 目的

経理計画は、配賦された予算（配賦される予定又は見込みの予算を含む。）の全体を把握した上で予算を計画的に執行するとともに、経理計画の立案及び予算の執行に関与する職員間において、予算の執行方針について意思統一を図ることを目的とする。

2 作成の対象

経理計画を作成しなければ予算執行上支障を生じると考えるもの

3 記載事項

経理計画には、原則として、次の事項を記載する。

(1) 案件名

(2) 予算財源、項、事項、目及び費途別（以下「予算科目別」という。）の支出負

担行為計画示達額（示達予定額又は示達見込額でも可）

- (3) 予算科目別の支出負担行為済額
- (4) 予算科目別の支出負担行為見込額
- (5) 予算科目別の支出負担行為過不足額
- (6) その他、経理計画の目的を達成するために必要と認められる事項

4 作成の時期

原則として、前年度の３月３１日までに作成する。ただし、年度途中で経理計画を作成する必要がある場合には、その都度、速やかに作成する。

なお、予算の執行実績等を踏まえ、年度途中で経理計画を変更する必要がある場合には、その都度、速やかに見直しを行う。

付 記

- 1 この通達は、平成２９年７月１日から実施する。
- 2 この通達の実施前に作成した経理計画については、なお従前の例による。